

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

## 報道取材情報（沼津市）

令和元年11月27日(水)発表

名称等	「沼津市手話言語条例(案)」のパブリックコメントを実施します
実施日時	令和元年12月5日(木)～令和2年1月6日(月)
場所	沼津市議会ホームページ上、市役所3階議会事務局等で受付
担当	議会事務局 議事係 直通 055-934-4711 内線 2315

### 1 内容

議員提案による「沼津市手話言語条例」の制定を目指し、市民の皆さんの御意見を伺うため、パブリックコメントを実施するものです。

なお、この意見募集は「沼津市パブリックコメント制度実施要綱」に準じて実施するものです。

### 2 目的・理由

本市議会の民生病院委員会における2年間の所管事務調査で、聞こえない人は健常者と同様に生活のあらゆる場面で手話を使えることを希望していること、また、その実現のために手話言語条例の制定を望んでいることが明らかになり、同委員会ではこれらの希望を具体化すべく手話言語条例を制定すべきであるとの結論に至りました。このため、沼津市議会では沼津市手話言語条例検討協議会を設け、条例制定に向けた協議を重ねています。

この結果、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる沼津市を目指し、「沼津市手話言語条例(案)」を作成しました。

本条例を制定するに当たり、市民の皆様のご意見を募集し参考とするため、パブリックコメントを実施します。

### 3 経緯・経過

平成29年度から2年間、本市議会の民生病院委員会で「手話の普及について」をテーマに所管事務調査を行い、令和元年6月28日に、各会派から選出したメンバーからなる「沼津市手話言語条例検討協議会」を設け、全8回にわたり、条例案に対する協議を重ね、条例案をまとめました。